

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正の経緯

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)で定める、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改定に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

① 第5条第2項第1号、別表関係

(単位:円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500(12,440)	13,350(13,320)	14,200(14,200)
分団長及び副分団長	10,800(10,670)	11,650(11,550)	12,500(12,440)
部長、班長及び団員	9,100(8,900)	9,950(9,790)	10,800(10,670)

( )内金額 : 改正前

② 第5条第2項第2号

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。

3. 施行日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。